

宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例に規定する施策を推進するための方針

基本方針

手話が言語であることの認識の下、手話やろう者への理解の促進と手話の普及を図り、手話で意思疎通が図りやすい環境を構築することにより、全ての市民が相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することのできる地域社会を実現するため、以下の施策を推進します。

また、基本方針に基づき計画的な手話施策の推進について、別記のとおり各施策の取り組みについて定めます。

1 手話に対する理解及び手話の普及を図るための事項（手話条例第7条第2項第1号）

（1）施策の推進方針

市は、市民や事業者などが手話やろう者に対する理解を深め、ろう者と聞こえる人が共に支え合う環境をつくるために、手話の普及を進めます。特に幼少期及び学齢期における手話の普及は重要な取り組みであり、継続的な手話学習の機会を確保し、提供していくことが必要です。

また、手話の普及にあたっては、宍粟ろうあ協会及び宍粟手話サークル連絡会で組織する宍粟市手話教室講師派遣運営委員会と連携し、手話施策を推進します。

（2）推進施策

- ① 手話が言語として認知され、手話やろう者についての市民の理解が深まるよう、広報誌への定期掲載やリーフレット、手話動画の製作、放送などを活用し、手話学習の機会を拡充します。
- ② 市民がいつでも手話を学び、親しむことができるよう、市民などで構成するグループを対象に手話教室を実施します。
- ③ 手話やろう者への理解及び手話の普及を深めるため、市職員に対して手話教室等を実施します。
- ④ 教育委員会と連携し、学校園所に対して手話教室を実施します。
- ⑤ 市内の企業等事業所に対して、手話やろう者への理解が深まるよう啓発リーフレットの配布や事業所が実施する手話教室等の開催を推進します。
- ⑤ 手話やろう者への理解及び手話の普及のための方策について、宍粟ろうあ協会や手話サークル団体等と協働し検討します。

また、手話教室の実施にあたっては、手話教室講師派遣運営委員会 に依頼し、地域一体となり手話の普及に努めます。

2 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項（手話条例第7条第2項第2号）

（1）施策の推進方針

市が発信する音声言語による行政情報等について、ろう者にも聞こえる人と同じように、情報を得る権利が保障されています。（障害者差別解消法、合理的配慮の提供）

市は、ろう者が地域で主体的に生活していくために、音声言語による行政情報等の提供や市民が参加することができる会議等において、手話通訳者等の派遣を行うなど、手話による情報取得ができる環境づくりを行います。

また、市内のあらゆる場所でいつでも手話で意思疎通ができるよう、手話の使いやすい環境づくりを進めます。

（2）推進施策

- ① 市主催のイベントや議会本会議などにおいて、必要に応じ手話通訳をつけるなど、合理的配慮の提供を行います。
- ② ろう者が日常生活や社会参加などあらゆる場面において、手話でコミュニケーションをとり、情報が取得できるように意思疎通支援事業の充実を図ります。
- ③ 災害時におけるろう者への情報保障や支援方法、緊急時の派遣体制について関係機関と協議し、支援体制を構築します。
- ④ ICT（情報通信技術）を活用した遠隔手話通訳サービス等の導入について調査、研究を行います。
- ⑤ 市窓口において、ろう者が聞こえる人と同じように手続きができるよう必要な対応を行います。また、担当課にタブレット端末を設置し、ビデオ通話による対応を行います。

3 手話通訳者の配置の拡充及び待遇改善など、手話による意思疎通支援者のための事項（手話条例第7条第2項第3号）

（1）施策の推進方針

ろう者が日常生活の様々な場面で手話による意思疎通を行い、自らの意思で選択、決定し地域で自立した生活を営むために手話通訳者の役割は重要です。手話通訳者は正確な手話通訳技術に加え、ろう者の文化や歴史を理解し、ろう者の生活支援を含めた多様な通訳ニーズに対応する必要があるため、手話通訳者の養成、通訳技術の向上に必要な研修等を実施します。

また、市担当課に設置手話通訳者を配置し、手話施策の円滑な実施に努めます。

(2) 推進施策

- ① 設置通訳者¹は、庁舎内での手話通訳、派遣の調整、手話奉仕員養成の講座・研修の企画・調整、関係機関との連携など、多岐にわたる役割を担っているため、担当課に設置通訳者が不在とならない体制を整備します。
- ② ろう者との交流活動の促進、施策の推進、広報活動の支援者として活躍が期待される手話奉仕員の養成を行うため、手話奉仕員養成講座を継続的に開催します。
- ③ 手話通訳者の資格取得を目的としたレベルアップ講座、手話通訳者全国统一試験対策講座 など必要な講座を継続的に実施し、手話通訳者の養成、確保を推進します。
- ④ 宍粟市意思疎通支援事業に登録された手話通訳者を対象に手話通訳技術の向上を目的とした現任研修 を実施します。
- ⑤ その他、宍粟市意思疎通支援事業について、必要な見直しを行います。

4 市長が必要と認める事項（手話条例第7条第2項第4号）

前各号に定める施策以外に、手話やろう者への理解を推進するため、市長は必要な施策を講じるものとします。

5 その他の事項

宍粟市手話施策推進会議において、各施策の実施状況を検証し、必要に応じて見直しを行うものとします。

¹ 意思疎通支援事業において手話通訳者等の派遣調整を行う者で、当該業務に精通した専門的知識及び技術を有する手話通訳者等の資格を有する者